

# 税 負 担 の 軽 減

## (軽) 自動車税種別割の減免

障がい者（身体障がい児・知的障がい者A判定・精神障がい者1級と生計を一にする者が取得する場合を含む）が（軽）自動車を取得する場合、（軽）自動車税種別割が減免されます。

- 1 対象（軽）自動車
- (1) 一定の要件に該当する身体障がい者が自ら運転する（軽）自動車
  - (2) 専ら身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の通園・通学・通院のために、生計を一にする者又は常時介護する者が運転する（軽）自動車
- ※上記（1）及び（2）の対象となる（軽）自動車は、障がい者1人につき1台に限ります。事業用は対象外です。

※自動車税種別割の減免額の上限は、年税額4万5千円までです。

なお、軽自動車税種別割の減免額の上限はありません。

- 2 申請先
- 自動車の場合 知多県税事務所 TEL 0569-89-8176
  - 軽自動車の場合 東浦町役場税務課 TEL 0562-83-3111

### 3 必要書類等

	者及び運転者の住民票※1	生計同一証明書※2	常時介護証明書※2	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	運転免許証	自動車検査証	申請書
身体障がい者が自ら運転する場合				○	○	○	○	◎	◎	◎
生計を一にする者が運転する場合	運転者と障がい者が同一世帯にある場合	◎		○	○	○	○	◎	◎	◎
	運転者と障がい者が同一世帯にない場合		◎	○	○	○	○	◎	◎	◎
常時介護する者が運転する場合			◎	○	○	○	○	◎	◎	◎

「◎」・・・必ず提示又は持参する必要があるもの。

「○」・・・いずれか1つ以上提示又は持参する必要があるもの。

※1 軽自動車種別割の減免の場合は、必要ありません。

※2 生計同一証明書、常時介護証明書は障がい支援課で発行しています。

## **（軽）自動車税環境性能割の減免**

障がい者（身体障がい児・知的障がい者A判定・精神障がい者1級と生計を一にする者が取得する場合を含む）が（軽）自動車を取得する場合、（軽）自動車税環境性能割が減免されます。

- 1 対象（軽）自動車 「（軽）自動車税種別割の減免」（P41）と同じです。  
※減免額の上限は、取得価額 300 万円に相当する税額までです。
- 2 申請先 名古屋東部県税事務所自動車審査課 TEL052-953-7865  
※購入先の自動車販売会社を通じての申請となります。
- 3 必要書類等 「（軽）自動車税種別割の減免」（P41）と同じです。

## **その他の税負担の軽減**

事業	対象者	問合せ先
所得税の控除	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 本人と扶養している者	半田税務署 TEL 0569-21-3141
住民税の控除		東浦町役場税務課
相続税の軽減	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者	半田税務署
消費税の非課税取引	身体障がい者物品の購入者等	半田税務署
個人事業税の免除	重度の視覚障がい者	知多県税事務所 TEL 0569-21-8174
新マル優制度 (利子等の非課税制度)	身体障がい者・知的障がい者	各金融機関

※ オストメイトのストーマ装具に係わる費用は医療費控除の対象となります。詳しくは最寄りの税務署に